

平成二十年十一月十一日受領
答弁第一七三号

内閣衆質一七〇第一七三号

平成二十年十一月十一日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出ロシア政府により進められている北方領土開発についての政府の認識等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出ロシア政府により進められている北方領土開発についての政府の認識等に

関する質問に対する答弁書

一から四までについて

外務省として、ロシア連邦政府が承認した「二千七年から二千十五年までのクリル諸島（サハリン州）社会・経済発展」連邦特別プログラム」の内容等については承知しているが、外務省が行っている情報収集の内容等について具体的にお答えすることは、対外的な関係において我が国が不利益を被るおそれがあるため、差し控えたい。

五から七までについて

外務省としては、ロシア連邦が北方四島を不法に占拠している現状において我が国の国民が北方四島における開発等に従事することは、その具体的内容、態様等があたかも北方四島に対するロシア連邦の管轄権を前提としたかのごときものであれば、ロシア連邦による不法占拠を認めることにほかならず、北方領土問題に関する我が国の立場とは相容れないと考える。